

# 農地中間管理事業が

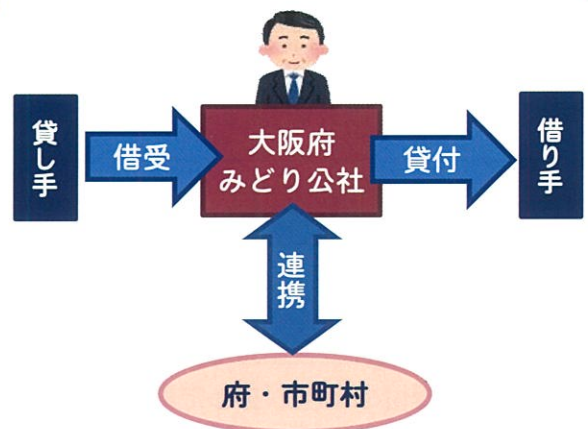
# 使いやすくなりました！

- 🍇 実施区域が市街化調整区域内の農地に拡大※
- 🍇 手続き期間が短縮
- 🍇 借り手が見える貸借が可能



## 農地中間管理事業とは

法律に基づき、大阪府から「農地中間管理機構」として指定された((一財)大阪府みどり公社)が、農地の貸付を希望する貸し手から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を希望する借り手(担い手農家、企業等)に貸し付ける制度です。



## 安心のシステム

- 🍇 **5年～貸し出し可能です**  
→貸付期間を原則10年以上から5年以上に弾力化。
- 🍇 **必ず農地は戻ります**  
→貸付期間が終了すれば確実に戻ってきます。  
貸し手、借り手が望めば更新も可能です。
- 🍇 **公的機関が仲介するので安心**  
→大阪府みどり公社が間に入って農地の貸し借りを行います。  
→公社が意欲ある担い手に貸し出します。  
→貸し手、借り手の調整は公社が行います。
- 🍇 **手数料はかかりません**
- 🍇 **農地の貸し手(地域・個人)への支援があります(一定の要件有)**



※市街化調整区域内のほか、都市計画区域外(岬町の一部)の農地も対象となります。

(一財)大阪府みどり公社 農政チーム までご相談ください。

# TEL 06-6266-8916



貸し手の声



耕作がしんどくなって、  
 今後の心配だったけど、  
 公社が借り手を探してく  
 れて助かった！

手数料もかからないし、  
 公的機関に貸し出すか  
 ら安心！

借り手の声



公社が間に入って、一括  
 で手続きしてくれるから、  
 農地を借りるのが楽に  
 なった！

話し合いも間に入って  
 くれるし、安心！

公社がお借りする農地

- ◆ お借りできる農地は次の全てを満たす必要があります。
  - (1) 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資するもの
  - (2) 農用地としての利用が著しく困難でないこと
  - (3) 募集の状況から農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い農用地でないこと
- ◆ 農地貸借の期間は原則10年以上としますが、貸し手との協議により、5年以上とすることも可能です。
- ◆ 公社は借り手が決まってからお借りしますので、それまでの間は地権者が保安全管理を行ってください。
- ◆ 農地中間管理権を取得している農地で2年を経過しても貸付見込みがない場合は、借受を解除します。

農地貸借の流れ

- 1 公社は、市町村ごとに借受希望者を募集（公募）し、借受希望者リストとしてまとめ、ホームページで公表します。
- 2 公社は貸付の申出があった農地の情報を、借受希望者に提供します。
  - ・ 貸付の申出があっても、農地や貸付条件によっては、取り扱えないことがあります。
  - ・ ホームページ等で情報を提供しはじめてから2年を経過しても借受希望がない場合は、情報提供を中止します。
- 3 公社は、貸付先決定ルールに基づき、人・農地プラン等を考慮して、借受希望者リストから借り手を選定し、貸付先を決定します。
- 4 市町村による利用集積計画の公告、大阪府による配分計画の認可を経て、地権者から公社が借り受けた後、借受希望者に利用権が設定されます。

一般財団法人 大阪府みどり公社（農地中間管理機構）

〒541-0054  
 大阪市中央区南本町二丁目1番8号  
 （一財）大阪府みどり公社 農政チーム  
 TEL (06) 6266-8916  
 （業務時間：平日9:00～17:30、土日祝日は休み）

\*アクセス  
 地下鉄（堺筋線・中央線）  
 堺筋本町駅9番、14番出入口よりすぐ

